

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和八年十月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 新 井 穰

		第四号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和八年十月二十三日	指定の年月日
埼玉県飯能市大字岩沢字中内手千二十九から 埼玉県飯能市大字岩沢字中内手千三十一―二まで		埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百五十二から 埼玉県飯能市大字岩沢字上野六百五十三まで	指定に係る道路の位置
四十一・〇		三十九・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇		四・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)